

安全保障理事会決議 1970 (2011)

2011年2月26日、安全保障理事会第6491回会合にて採択

安全保障理事会は、

リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤにおける状況に重大な懸念を表明し、また、文民に対する暴力と武力の行使を非難し、

平和的なデモ参加者に対する抑圧を含む、人権の甚だしくかつ組織的な侵害を憂慮し、文民の死亡に深い懸念を表明し、またリビア政府の高いレベルから行われた一般市民に対する戦闘行為および暴力の明白な扇動は受け入れられず、

アラブ連盟、アフリカ連合およびイスラム諸国会議機構事務局長による、リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤにおいて行われている人権および国際人道法の重大な違反に対する非難を歓迎し、

2011年2月26日付リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤ常駐代表発安全保障理事会議長宛書簡に留意し、

リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤにおける全ての申し立てられた国際人権法違反を調査し、そのような違反および犯された罪の事実および状況を立証し、また、可能な場合には、その責任を特定する独立した国際審査委員会を緊急に派遣する決定を含む、2011年2月25日の人権理事会決議A/HRC/S-15/2を歓迎し、

リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤにおいて一般市民に対して現在行われている広範かつ組織的な攻撃は、人道に対する罪と同然でありうることを考慮し、

リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤにおける暴力から逃れることを強いられた難民の苦境に懸念を表明し、

また負傷者を治療する医療用品が不足しているとの報告にも懸念を表明し、

リビア国民を保護するリビア当局の責任を想起し、

平和的な集会の自由および、マスメディアの自由を含む表現の自由を尊重する必要性を強調し、

その支配下の兵力によるものを含む、文民に対して攻撃した者の責任を問う必要性を強調し、

いかなる捜査または訴追についても、安全保障理事会がこれらを開始せず、または続行しないことを要請した後12か月の間、国際刑事裁判所により開始しまたは続行することができないというローマ規

程第 16 条を想起し、

リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤにおける外国国民の安全と彼らの権利に対する懸念を表明し、

リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤの主権、独立、領土保全および国の統一に対する安保理の強い公約を再確認し、

国際連合憲章の下での国際の平和および安全に対する安保理の主要な責任に留意し、

国際連合憲章第 7 章にもとづいて行動し、また、同第 41 条にもとづいた措置を講じ、

1. 暴力をすぐに止めることを要求した国民の合法的な要求を叶える措置を要請する。
2. リビア当局に以下のことを促す。
 - (a) 最大限自制して行動し、人権および国際人道法を尊重し、国際的な人権モニターに対し即時のアクセスを許可すること。
 - (b) すべての外国国民の安全および彼らの資産を確保し、同国を離れることを希望する者の出発を促進すること。
 - (c) 同国への人道物資および医療用品、および、人道機関並びに人道支援要員の安全な通過を確保すること。
 - (d) あらゆる形態のマスメディアに関する制約を直ちに解除すること。
3. 全ての加盟国に対し、可能な範囲で、同国を離れることを望む外国国民の避難に協力することを、要請する。

ICC への付託

4. 2011 年 2 月 15 日以降のリビア・アラブ・ジャマーヒリーヤにおける状況を国際刑事裁判所の検察官に付託することを決定する。

5. リビア当局が、この決議に従って同裁判所および同検察官と十分に協力しまた必要なあらゆる支援をも供給することを決定し、また、ローマ規程の当事国でない国家は、同規程のもとでの義務はないことを認めつつ、全ての国家および関係地域機関並びにその他の国際機関に対し、同裁判所および同検察官と十分に協力することを促す。

6. 国際刑事裁判所のローマ規程の当事国でないリビア・アラブ・ジャマーヒリーヤ以外の国からの国民、現在または以前の公務員若しくは要員は、安保理により立証されたか認められたリビア・アラブ・ジャマーヒリーヤにおける活動から生じたかまたは関係した全ての申し立てられた作為または不作為に対し、当該国の排他的管轄権に従うものとすることを決定する。ただし、そのような排他的管轄権が当該国により明白に放棄されている場合を除く。

7. 同検察官に対し、本決議の採択から2か月以内におよびその後6か月毎に、本決議に従って講じられた行動に関して安全保障理事会に、声明を発表することを招請する。

8. 付託に係る捜査または訴追に関する経費を含む、付託に係る生じる経費は、いずれも、国際連合により負担されるものではなく、当該経費は、ローマ規程の当事国および自発的に拠出を望む国により負担されるものとするを認識する。

武器禁輸

9. 全ての加盟国は、リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤへの、自国領域からまたは自国領域を通じて、あるいは自国民若しくは自国旗を使用する船舶または航空機による、兵器および弾薬、軍事車両と装備、準軍事的装備並びに前記の物の予備部品を含む全ての形態の武器および関連物資、軍事活動に関連する技術的支援、訓練、財政的またはその他の支援、または、武器および自国領域に起因するか否かを問わない武装傭兵の提供を含む、関連物資の提供、維持または使用の、直接あるいは間接の供給、売却または移転を防止するため、直ちに必要な措置を講じるべきであることを決定し、また、この措置は、以下のことには適用されないことをさらに決定する。

(a) 以下の第24項に従って設置される委員会により事前に承認されたような、人道または防衛使用のためだけを意図した非殺傷軍事装備および関連する技術的支援若しくは訓練の供給。

(b) 国際連合要員、マスメディアの代表および人道支援要員や開発要員並びに関連要員により彼らの個人的使用のためだけに、リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤに一時的に輸出された、防弾チョッキおよび軍用ヘルメットを含む防衛用衣服。

(c) 委員会により事前に承認されたような、武器および関連物資のその他の販売または供給若しくは支援または要員の提供。

10. リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤは、あらゆる武器および関連物資の輸出を止めるものとし、また全ての加盟国は、自国民または自国旗を使用する船舶もしくは航空機による、および、リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤを起因するか否かを問わない、リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤからの、そのような品目の獲得を禁止するものとするを、決定する。

11. 全ての国家、とりわけリビア・アラブ・ジャマーヒリーヤに隣接する諸国、に対し、関係国が、本決議第9または10項の厳格な履行を確保する目的のため、同項により供給、販売、移転または輸出が禁止されている品目を貨物が含んでいると信じる合理的根拠を与える情報を有している場合には、その国内の権限および法律に従ってまた国際法、とりわけ海洋法および関連する国際民間航空協定、に適合する範囲内で、海港および空港を含む自国領域における、リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤへのまたは同国からの全ての貨物を検査することを求める。

12. 全ての国家に対し、本決議第9または10項により禁止されている品目の発見に当たり、本決議第9または10項により供給、販売、移転または輸出が禁止されている品目を差し押さえまたは(破壊、実行不能とすること、保管または原産国または処分のための目的国以外の国家への移送のような)処理

する権限を付与すること、および全ての加盟国はこのことを行うものとするを決定し、また、全ての加盟国は、このような取組に協力するものとするを更に決定する。

13. どの加盟国に対しても、上記第 11 項に従って検査を行う場合には、委員会に対し、とりわけ検査の根拠についての説明、検査の結果および協力が提供されたか否かを含む書面による最初の報告書を速やかに提出することを要請し、また、移転が禁止されている品目が発見された場合には、当該加盟国に対し、委員会に、後の段階で、検査、差し押さえおよび処分に関する関連する詳細、および移転に関する情報が最初の報告書に含まれていない場合には、品目、その原産地および目的地とされたところの詳細を含む、移転に関する関連する詳細を含む、書面によるその後の報告書を提出することを更に要請する。

14. 加盟国に対し、自国民がリビア当局に代わって人権の侵害の一因とかなりなりうる活動に参加するためにリビア・アラブ・ジャマーヒーリーヤに旅行することを強く思い止まらせるための措置を講じることを奨励する。

渡航禁止

15. 全ての加盟国が、本決議添付書類 I に記載されたまたは、以下の第 24 項に従って設置された委員会により指定された個人が、自国領域に入国または通過することを防止するために必要な措置を講じることを決定する。ただし、本項は、国に対し自国領域への自国民の入国を拒否することを義務づけるものではない。

16. 上記第 15 項で課せられた措置は、以下には適応されないことを決定する。

(a) 委員会が、宗教的義務を含む、人道的必要の根拠からそのような渡航が正当化されると、個別の案件に応じて決定する場合。

(b) 入国または通過が、司法過程の履行のために必要な場合。

(c) 委員会が、免除がリビア・アラブ・ジャマーヒーリーヤの平和および国民和解の目的並びに同地域の安定を促進するであろうと、個別の案件に応じて決定する場合。

(d) 国家が、そのような入国または通過がリビア・アラブ・ジャマーヒーリーヤにおける平和と安定を促進するため要求されると、個別の案件に応じて決定し、またその国が引き続いて、そのような決定から 48 時間以内に委員会に、通告した場合。

資産凍結

17. 全ての加盟国は、自国領域にあり、本決議の付属書 II に記載されているか、以下の第 24 項に従って設置された委員会によって指定された個人または団体、または彼らに代わって若しくは彼らの指示で行動する個人または団体、または彼らにより所有されているか管理されている団体により、直接または間接に、所有されているか管理されているあらゆる基金、その他の金融資産および経済的資源を、遅滞なく凍結するものとするを決定し、また、全ての加盟国は、あらゆる基金、金融資産または経済的資源が、自国領域内の国民または個人若しくは団体により、本決議の添付書類 II に記載されている個

人または団体若しくは委員会により指定された個人へのまたはそれらのために、利用可能とされることを防止することを確保するものとするを更に決定する。

18. 第 17 項に従って凍結された資産が、後の段階で、リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤの国民へのおよびそのために利用可能とされるものとするを確保する安保理の意図を表明する。

19. 上記第 17 項により課された措置は、関係加盟国により以下の目的のために必要であると決定された基金、その他の金融資産または経済的資源には、適用されないことを決定する。

(a) 関係国により委員会への、そのような基金、その他の金融資産または経済的資源の利用権を、適当な場合には、認める意図の通知の後、および、そのような通知の 5 作業日以内に委員会が否定的決定をしない場合、食料品、賃料または抵当権、医薬品および医療、税、保険の掛金および公共料金を含む、基本的支出、または、もっぱら、合理的な専門的サービス料金および国内法に従った法的サービスの提供または凍結された基金、その他の金融資産または経済的資源の日常的な管理若しくは維持のための、国内法に従った、料金またはサービス料に関連して発生した支出の払い戻しのために必要となるもの。

(b) そのような決定が関係国または加盟国により委員会に通告され且つ委員会によって承認された場合、例外的支出のために必要なもの。または、

(c) 裁判手続、行政手続または仲裁手続による先取特権若しくは判決の対象が、その先取特権若しくは判決が本決議の日時以前に効力を発した場合、基金、その他の金融資産または経済的資源が、その先取特権若しくは判決を履行するために用いられる場合に、上記第 17 項に従って指定された人または団体の利益のためでなく、また、関係国若しくは加盟国により委員会に通告されたもの。

20. 加盟国は、上記第 17 項の規定に従って凍結された口座への追加を、あらゆるその利子、その他の収益および支払いでもこれらの規定を条件とし続けかつ凍結されている場合、その口座にもとづく当然の利子またはその他の収益またはその口座がこの決議の規定の対象となった日付以前に生じた契約、協定または義務の下での当然の支払いについて、認めることができることを決定する。

21. 上記第 17 項の措置は、関係国が、その支払いが上記第 17 項に従って指定された人または団体により直接または間接に受領されないことを認定し、また、そのような支払いを行うか受領するかまたは、適当な場合には、この目的のために基金、その他の財政的資産または経済的資源の凍結解除を認める意図の、そのような承認の 10 作業日前の、関係国による委員会への通知の後、指定された人または団体が、当該人物または団体のリスト掲載以前に効力を発した契約の下での当然の支払いを行うことを、妨げるものではないことを決定する。

指定基準

22. 第 15 および 17 項に含まれる措置は、第 24 項(b)および(c)それぞれに従って、委員会により指定される個人および団体に適用されるものとする。

(a) 一般市民および施設に対する空爆を含む、国際法に違反した、攻撃を計画し、指揮し、命令しまたは実施することに関与または共謀することを含む、リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤにおける

重大な人権侵害の犯罪を命じ、管理しまたはその他指示することに関与または共謀したもの。

(b) 上記(a)に特定された個人または団体のためにまたは代わって若しくは指示で行動すること。

23. 加盟国に対し、上記第 22 項に定める条件を満たす個人の名前を委員会に提出することを強く奨励する。

新制裁委員会

24. 安保理仮手続規則の規則 28 に従って、以下の任務を行うため、安保理の全理事国で構成する安全保障理事会の委員会（以下「委員会」とする）を設置することを決定する。

(a) 第 9、10、15 および 17 項で課された措置の履行を監視すること。

(b) 第 15 項により課される措置の対象となる個人を指定しまた上記第 16 項に従って免除を求める要請を検討すること。

(c) 上記第 17 項により課される措置の対象となる個人を指定しまた上記第 19 および 20 項に従って免除を求める要請を検討すること。

(d) 上記で課された措置の履行を促進するために必要となるであろう指針を制定すること。

(e) その作業に関する最初の報告書を安全保障理事会に 30 日以内に報告することおよびその後委員会が必要とみなす時に報告すること。

(f) 委員会と関係加盟国、とりわけ同地域の関係加盟国との、措置の履行を議論するため委員会と会合する当該国の代表を招請することにより、対話を奨励すること。

(g) 上記で課された措置を効果的に履行するために全ての国により講じられた行動に関する委員会が検討するのに役立つであろうどのような情報でも、全ての国から求めること。

(h) 申し立てられた違反または本決議に含まれた措置の不遵守に関する情報について調査しまた適切な行動をとること。

25. 全ての加盟国に対し、上記第 9、10、15 および 17 項を効果的に実施する目的で講じられた措置に関して本決議の採択から 120 日以内に委員会に報告することを求める。

人道的支援

26. 全ての加盟国に対し、事務総長と協働しかつ協力して行動し、人道機関の帰還を促進かつ支援し、またリビア・アラブ・ジャマーヒリーヤにおける人道的支援および関連支援を利用可能とすることを求め、また、関係国に対し、本項に従って行われた行動の進展に関して定期的に安全保障理事会に報告することを要請し、また、このことを達成するため、必要に応じて、適切な追加的措置を講じることを検討する安保理の用意を表明する。

検討の約束

27. リビア当局の行動を継続的検討の下におくものとし、本決議の関連条項のリビア当局の遵守に照らしていつでも必要とされる場合には、措置の強化、修正、休止または解除を含む、本決議に含まれて

いる措置の適切性を検討する準備があるものとするを確認する。

28. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。

Annex I

Travel ban

1. Al-Baghdadi, Dr Abdulqader Mohammed
Passport number: B010574. Date of birth: 01/07/1950.
Head of the Liaison Office of the Revolutionary Committees. Revolutionary Committees involved in violence against demonstrators.
2. Dibri, Abdulqader Yusef
Date of birth: 1946. Place of birth: Houn, Libya.
Head of Muammar Qadhafi's personal security. Responsibility for regime security. History of directing violence against dissidents.
3. Dorda, Abu Zayd Umar
Director, External Security Organisation. Regime loyalist. Head of external intelligence agency.
4. Jabir, Major General Abu Bakr Yunis
Date of birth: 1952. Place of birth: Jalo, Libya.
Defence Minister. Overall responsibility for actions of armed forces.
5. Matuq, Matuq Mohammed
Date of birth: 1956. Place of birth: Khoms.
Secretary for Utilities. Senior member of regime. Involvement with Revolutionary Committees. Past history of involvement in suppression of dissent and violence.
6. Qadhaf Al-dam, Sayyid Mohammed
Date of birth: 1948. Place of birth: Sirte, Libya.
Cousin of Muammar Qadhafi. In the 1980s, Sayyid was involved in the dissident assassination campaign and allegedly responsible for several deaths in Europe. He is also thought to have been involved in arms procurement.
7. Qadhafi, Aisha Muammar
Date of birth: 1978. Place of birth: Tripoli, Libya.
Daughter of Muammar Qadhafi. Closeness of association with regime.
8. Qadhafi, Hannibal Muammar
Passport number: B/002210. Date of birth: 20/09/1975. Place of birth: Tripoli, Libya. Son of Muammar Qadhafi. Closeness of association with regime.
9. Qadhafi, Khamis Muammar
Date of birth: 1978. Place of birth: Tripoli, Libya.
Son of Muammar Qadhafi. Closeness of association with regime. Command of military units involved in repression of demonstrations.
10. Qadhafi, Mohammed Muammar
Date of birth: 1970. Place of birth: Tripoli, Libya.

- Son of Muammar Qadhafi. Closeness of association with regime.
11. Qadhafi, Muammar Mohammed Abu Minyar
Date of birth: 1942. Place of birth: Sirte, Libya.
Leader of the Revolution, Supreme Commander of Armed Forces.
Responsibility for ordering repression of demonstrations, human rights abuses.
 12. Qadhafi, Mutassim
Date of birth: 1976. Place of birth: Tripoli, Libya.
National Security Adviser. Son of Muammar Qadhafi. Closeness of association with regime.
 13. Qadhafi, Saadi
Passport number: 014797. Date of birth: 25/05/1973. Place of birth: Tripoli, Libya.
Commander Special Forces. Son of Muammar Qadhafi. Closeness of association with regime. Command of military units involved in repression of demonstrations.
 14. Qadhafi, Saif al-Arab
Date of birth: 1982. Place of birth: Tripoli, Libya.
Son of Muammar Qadhafi. Closeness of association with regime.
 15. Qadhafi, Saif al-Islam
Passport number: B014995. Date of birth: 25/06/1972. Place of birth: Tripoli, Libya.
Director, Qadhafi Foundation. Son of Muammar Qadhafi. Closeness of association with regime. Inflammatory public statements encouraging violence against demonstrators.
 16. Al-Senussi, Colonel Abdullah
Date of birth: 1949. Place of birth: Sudan.
Director Military Intelligence. Military Intelligence involvement in suppression of demonstrations. Past history includes suspicion of involvement in Abu Selim prison massacre. Convicted in absentia for bombing of UTA flight.
Brother-in-law of Muammar Qadhafi.

Annex II

Asset freeze

1. Qadhafi, Aisha Muammar
Date of birth: 1978. Place of birth: Tripoli, Libya.
Daughter of Muammar Qadhafi. Closeness of association with regime.
2. Qadhafi, Hannibal Muammar
Passport number: B/002210. Date of birth: 20/09/1975. Place of birth: Tripoli, Libya. Son of Muammar Qadhafi. Closeness of association with regime.
3. Qadhafi, Khamis Muammar
Date of birth: 1978. Place of birth: Tripoli, Libya.
Son of Muammar Qadhafi. Closeness of association with regime. Command of military units involved in repression of demonstrations.
4. Qadhafi, Muammar Mohammed Abu Minyar
Date of birth: 1942. Place of birth: Sirte, Libya.
Leader of the Revolution, Supreme Commander of Armed Forces.
Responsibility for ordering repression of demonstrations, human rights abuses.
5. Qadhafi, Mutassim
Date of birth: 1976. Place of birth: Tripoli, Libya.
National Security Adviser. Son of Muammar Qadhafi. Closeness of association with regime.
6. Qadhafi, Saif al-Islam
Passport number: B014995. Date of birth: 25/06/1972. Place of birth: Tripoli, Libya.
Director, Qadhafi Foundation. Son of Muammar Qadhafi. Closeness of association with regime. Inflammatory public statements encouraging violence against demonstrators.